

証券コード 5125

2026年9月11日

(電子提供措置の開始日 2026年9月7日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦1-2-1

シーバンスN館19階

株式会社ファインズ

代表取締役社長 三輪幸将

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第8回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://e-tenki.co.jp/ir/stock/meeting/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファインズ」又は「コード」に当社証券コード「5125」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2026年9月29日（火曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪4-10-18 京急第一ビル
TKPガーデンシティPREMIUM品川高輪口 カンファレンスルーム3F（3階）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1. 第8期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件 |

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年9月29日（火曜日）  
午前10時30分（受付開始午前10時）



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日

議決権の数

XX 包

XXXX年XX月XX日

XXXXXX

投票日現在のご所有株式数

XX 株

議決権の数

XX 包

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

ログインID

XXXXXXXXXX-XXXX-XXXX

パスワード

XXXXXX

見本

XXXXXXXXXX

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

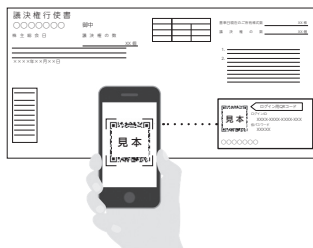
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

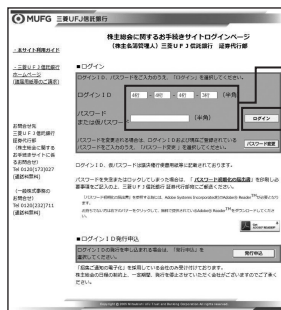
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2025年7月1日から)  
(2026年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の継続的な高まりにより、経済は緩やかな回復基調で推移した一方で、長期化する諸外国における紛争や地政学的リスクの増大は、エネルギー・資源価格の高止まりや供給網の不安定化を招いており、これらが国内の物価上昇圧力として作用するなど依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境下においても、当社グループが身を置くDX（デジタルトランスフォーメーション）市場は、2030年に9兆円（注）を超える規模に達すると予測されており、社会全体の効率化・省人化ニーズはかつてないほど高まっております。

当社グループは、「企業と地域社会の未来に、テクノロジーの追い風を。」という新たなパーパスを掲げ、社会における存在意義を再定義いたしました。これまでの動画を起点としたマーケティングDXにとどまらず、中小企業が抱える人材不足や採用・組織課題を総合的に解決するため、2026年1月に株式会社オルプラ及び株式会社Nexilを子会社化いたしました。これにより当連結会計年度より連結決算に移行し、グループ全体でHR領域等の新たなソリューション拡大を実現しております。今後は、当社グループのWebマーケティング知見と子会社2社の採用支援ノウハウを掛け合わせ、人手不足が深刻な課題となっている中小企業・個人事業主の皆様に対し、デジタルとリアルの両面から経営課題を解決する「総合DX支援企業」として、更なる収益成長と企業価値の向上を目指してまいります。

当連結会計年度においては、当社の中長期的な収益基盤の安定化を目指し、ストック型事業の強化に向けて、既存事業からストック型新サービス部門へ戦略的な人員の再配置を実施いたしました。この体制整備の影響によりVideoクラウドの新規獲得が計画を下回ったこと、ならびに新サービス立ち上げやM&A関連費用を含む販売費及び一般管理費が先行して増加したことにより、計画を下回る推移となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,758,746千円、営業利益は127,578千円、経常利益は132,572千円、親会社株主に帰属する当期純利益は58,900千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

(注) 「2025 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」 富士キメラ総研

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

#### DX事業

DX事業につきましては、ストック型事業の強化に向けて、戦略的な人員の再配置を実施したことにより、従前からの主力商品であるVideoクラウドの新規獲得が低迷したことから、セグメント売上高2,481,309千円、セグメント利益は160,781千円となりました。

#### HR事業

当連結会計年度より新たに連結の範囲に含めたHR事業につきましては、ドライバー業界や建設業界等のエッセンシャルワーカーを中心とした人材紹介事業を展開しております。

同領域では構造的な担い手不足により人材確保のニーズが高水準で推移しており、当期はキャリアアドバイザーの採用強化や顧客の新規開拓等に注力した結果、採用決定数は堅調に推移いたしました。

一方、利益面に関しましては、株式会社NexilにおけるSES事業からの撤退に伴う事業再編の影響に加え、両社共通のPMIに伴うオフィス移転や内部管理体制の整備、ならびに人材・広告等への積極的な成長投資を継続したため、グループ参画初年度としてはコストが先行する結果となりました。

以上の結果、セグメント売上高は277,436千円、セグメント利益は42,854千円となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は4,424千円であり、その主なものは福岡オフィスの什器3,844千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### ③ 資金調達の状況

当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として750,000千円の調達を行いました。

#### ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2026年1月30日付で株式会社オルプラ、2026年1月16日付で株式会社Nexilの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 8 期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年6月期) |
|--------------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 2,758,746                        |
| 経 常 利 益 (千円)             | 132,572                          |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 58,900                           |
| 1 株当たり当期純利益 (円)          | 13.19                            |
| 総 資 産 (千円)               | 3,543,007                        |
| 純 資 産 (千円)               | 2,214,793                        |
| 1 株当たり純資産 (円)            | 493.29                           |

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 5 期<br>(2023年 6 月期) | 第 6 期<br>(2024年 6 月期) | 第 7 期<br>(2025年 6 月期) | 第 8 期<br>(当事業年度)<br>(2026年 6 月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 2,913,096             | 2,761,203             | 2,685,382             | 2,481,309                        |
| 経 常 利 益 (千円)    | 743,469               | 341,736               | 345,576               | 165,500                          |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 510,027               | 238,888               | 233,710               | 108,089                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 114.90                | 52.19                 | 50.67                 | 24.20                            |
| 総 資 産 (千円)      | 2,386,263             | 2,581,396             | 2,737,965             | 3,372,243                        |
| 純 資 産 (千円)      | 1,747,476             | 2,014,318             | 2,188,996             | 2,263,982                        |
| 1 株当たり純資産 (円)   | 384.91                | 432.85                | 480.89                | 504.30                           |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 子会社の状況

| 会 社 名     | 資 本 金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------|---------|----------|---------|
| 株式会社オルプラ  | 7,000千円 | 100.0%   | 人材紹介事業  |
| 株式会社Nexil | 2,000千円 | 100.0%   | 人材紹介事業  |

(注) 株式会社オルプラは2026年1月30日付、株式会社Nexilは2026年1月16日付で全株式を取得し、両社を連結子会社としております。

### (4) 対処すべき課題

環境変化が激しいDX市場及び動画関連市場で、安定した成長と企業価値の拡大を目指すうえで、以下の事項を対処すべき重要な課題と考え重点的に取り組んでまいります。

#### 【安定収益基盤の確立】

現在も安定収益基盤の構築を推進しておりますが、今後は主力サービスであるVideoクラウドとともにDXコンサルティング等のクロスセルを一層促進してまいります。さらに、ストック基盤強化に向け、マーケティングを活用したプル型での販売体制を構築するとともに、販売パートナーの開拓を通じて販売件数の増加を図ってまいります。これらの取り組みにより収益ポートフォリオを充実させ、中長期的な安定成長を実現してまいります。

#### 【グループシナジーの創出とHR事業の拡大】

当社グループは、当連結会計年度において株式会社オルプラ及び株式会社Nexilを子会社化し、新たに「HR事業」へ参入いたしました。今後は、当社グループが培ってきたWebマーケティングの知見と、子会社2社の採用支援ノウハウを相互に掛け合わせることで、AI技術を活用した次世代型RPO（採用プロセスアウトソーシング）サービスの提供を加速させてまいります。さらに、両事業間での顧客基盤の共有や営業ノウハウの連携によるクロスセルを推進し、グループ全体の成長とシナジー創出に努めてまいります。

#### 【優秀な人材確保と育成】

当社は、今後も事業拡大を行うため、各分野での専門性の高い人材獲得のための中途採用のほか、積極的な新卒採用を継続的に行い、当社の経営理念に共感できる優秀な人材の採用を行って

まいります。特に、DXコンサルティングができる人材の確保、育成については重要であると認識しております。そのため、組織や人事制度の刷新を目標として掲げ、採用プログラムにおける基準とプロセスの見直しや、従業員の個々の生産性を向上させるための研修制度を導入し、従業員のエンゲージメントを高めることで自己成長を促進させるサイクルを構築します。また、これまでの事業基盤を作り上げた営業ナレッジを活用し、売り方を仕組化することで引き続き営業力の強化を図ってまいります。同時に、社内の体制を見直し、人的資本を最適化することで、営業生産性を向上させてまいります。

#### 【新規事業の拡充】

当社は、今後更なる顧客ニーズに対応するため、新規事業の拡充に注力してまいります。業務提携などによる他社とのアライアンスや自社における新規商材の立ち上げを推進することにより、中小企業のDX化を実現するためのソリューションの拡充を行ってまいります。

#### 【内部管理体制の強化】

当社では、今後更なる事業拡大を図るため、当社の成長段階に沿った内部管理体制の強化が求められていくものと認識しております。このため、当社では、各分野に専門性を有した人員を配置し、社内管理体制の強化を図るとともに、業務プロセスなど内部統制のさらなる整備を行い、業務効率化及びリスク管理の向上を図ってまいります。

#### 【コンプライアンスと情報セキュリティの強化】

当社では、コンプライアンスの徹底並びに情報セキュリティ体制の確立と維持・強化が課題と捉えております。このため、当社はコンプライアンス管理規程に基づく各種ルールの徹底と機密データを安全に処理、保管するためのインフラ・システムの構築による対策を継続的に行っております。また、顧客企業に対しての説明責任の徹底を図るために営業管理規程を定め、各種社内研修を実施し、社員の理解を促しております。

## (5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

| 事業   | 事業内容                                                                         |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| DX事業 | ・動画配信プラットフォーム「Videoクラウド」<br>・動画制作サービス<br>・DXコンサルティング<br>・予約プラットフォーム「TSUNAGU」 |
| HR事業 | ・人材紹介事業                                                                      |

（注）当社グループの報告セグメントは従来「Videoクラウド事業」の単一セグメントとしておりました。しかしながら、2026年1月に株式会社オルプラ及び株式会社Nexilの株式を取得し連結の範囲に含め、両社の損益計算書を連結したことに伴い「HR事業」を報告セグメントとするとともに、従来の「Videoクラウド事業」及びその他の「店舗クラウド」を総称して、「DX事業」に変更いたしました。

## (6) 主要な営業所及び工場（2026年6月30日現在）

| 名称     | 所在地                               |
|--------|-----------------------------------|
| 本社     | 東京都港区芝浦一丁目2番1号 シーバンスN館 19階        |
| 大阪営業所  | 大阪府大阪市北区梅田一丁目1番3号 大阪駅前第3ビル 24階    |
| 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市中区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー 40階  |
| 福岡営業所  | 福岡県福岡市博多区下川端町10番9号 CIRCLES中洲川端 7階 |
| 仙台営業所  | 宮城県仙台市青葉区北目町1番18号 ピースビル北目町 9階     |
| 札幌営業所  | 北海道札幌市中央区北三条二丁目8番地 さっけんビル 3階北     |
| 金沢営業所  | 石川県金沢市本町一丁目5番2号 リファール5階           |

## (7) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

## ① 企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称 | 従業員数 |
|----------|------|
| DX事業     | 243名 |
| HR事業     | 51名  |
| 合計       | 294名 |

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト等を含む）は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

② 当社の従業員の状態

| 従業員数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|
| 243名 | 30.2歳 | 3.1年   |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト等を含む）は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 650,000千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2026年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 4,661,100株  
 (3) 株主数 1,324名  
 (4) 大株主

| 株主名                         | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------------------|------------|--------|
| 三輪 幸将                       | 2,141,500株 | 47.94% |
| 光通信KK投資事業有限責任組合             | 296,400株   | 6.63%  |
| 株式会社E P A R K               | 263,700株   | 5.90%  |
| 株式会社UH Partners 2投資事業有限責任組合 | 203,100株   | 4.55%  |
| 白木 政宏                       | 200,000株   | 4.48%  |
| 高木 眞之介                      | 95,900株    | 2.15%  |
| 水元 公仁                       | 92,500株    | 2.07%  |
| J P モルガン証券株式会社              | 66,100株    | 1.48%  |
| 光通信株式会社                     | 46,500株    | 1.04%  |
| 楽天証券株式会社                    | 41,200株    | 0.92%  |

（注）持株比率は自己株式193,600株を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数は、当事業年度における第3回新株予約権の行使により6,200株、第4回新株予約権の行使により2,500株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

|                        | 第 2 回 新 株 予 約 権                              | 第 3 回 新 株 予 約 権                           |
|------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 保 有 人 数                | 当社取締役 2 名<br>(注) 1                           | 当社取締役 2 名<br>(注) 1                        |
| 発 行 決 議 日              | 2020年6月29日                                   | 2021年6月29日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数          | 4 個                                          | 650 個                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 16,000株<br>(新株予約権1個につき 4,000株)<br>(注) 3 | 普通株式 26,000株<br>(新株予約権1個につき 40株)<br>(注) 3 |
| 新株予約権の発行価額             | -                                            | -                                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり 32円<br>(注) 3                           | 1株当たり 300円<br>(注) 3                       |
| 権 利 行 使 期 間            | 2022年6月30日から<br>2030年6月29日まで                 | 2023年6月30日から<br>2031年6月29日まで              |
| 行 使 の 条 件              | (注) 2                                        | (注) 2                                     |

|                        | 第 4 回 新 株 予 約 権                  | 第 5 回 新 株 予 約 権                  |
|------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 保 有 人 数                | 当社取締役 1 名<br>(注) 1               | 当社取締役 1 名                        |
| 発 行 決 議 日              | 2023年7月14日                       | 2023年9月28日                       |
| 新 株 予 約 権 の 数          | 20 個                             | 50 個                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 2,000株<br>(新株予約権1個につき 100株) | 普通株式 5,000株<br>(新株予約権1個につき 100株) |
| 新株予約権の発行価額             | -                                | -                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり 1円                         | 1株当たり 751円                       |
| 権 利 行 使 期 間            | 2024年9月30日から<br>2027年9月29日まで     | 2025年9月30日から<br>2028年9月29日まで     |
| 行 使 の 条 件              | (注) 4                            | (注) 5                            |

(注) 1. 上記のうち、当社取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 権利行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3. 2021年2月1日付で行った普通株式1株につき普通株式100株とする株式分割、2021年11月1日付で行った普通株式1株につき普通株式40株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4. 権利行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてののみ行使することができるものとする。
  - (a) 2024年9月30日から2025年9月29日まで  
新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
  - (b) 2025年9月30日から2026年9月29日まで  
新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の3分の2
  - (c) 2026年9月30日から2027年9月29日まで  
新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 権利行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

**(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要**

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                       |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 三 輪 幸 将   | 株式会社Nexil取締役<br>株式会社オルプラ取締役                                                                   |
| 取 締 役         | 赤 池 直 樹   | 執行役員                                                                                          |
| 取 締 役         | 佐 藤 翔 太   | 執行役員                                                                                          |
| 取 締 役         | 土 屋 政 紀   | 執行役員                                                                                          |
| 取 締 役         | 市 野 澤 剛 士 | 市野澤法律事務所<br>株式会社ソルブレイン社外監査役<br>GMO OMAKASE株式会社社外監査役<br>株式会社アルビレックス新潟社外監査役<br>シンバイオ製薬株式会社社外取締役 |
| 取 締 役         | 白 木 政 宏   | 株式会社エヌディー代表取締役<br>株式会社ネクスス代表取締役<br>株式会社Cominka社外取締役                                           |
| 常 勤 監 査 役     | 中 村 研 一   | 株式会社Nexil監査役<br>株式会社オルプラ監査役                                                                   |
| 監 査 役         | 野 地 博 久   | 株式会社軽子坂パートナーズ<br>株式会社ジェノバ社外監査役                                                                |
| 監 査 役         | 片 岡 浩 一   | 株式会社JAPANDX事業本部執行役員事業部長                                                                       |

- (注) 1. 取締役市野澤剛士氏、白木政宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中村研一氏、野地博久氏、片岡浩一氏は、社外監査役であります。
3. 取締役市野澤剛士氏、白木政宏氏、監査役中村研一氏、野地博久氏、片岡浩一氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 監査役野地博久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び各監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

### ①被保険者の範囲

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び当社監査役であります。

### ②役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟責任等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

各取締役の報酬等の額は、報酬等の決定方針として取締役会により制定された「役員報酬内規」に基づき、指名・報酬委員会において会社の業績、業績への貢献度などを協議のうえ取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬等の額は、報酬等の決定方針として取締役会により制定された「役員報酬内規」に基づき、監査役会の協議により決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 支 給 人 員    | 報酬等の総額                 | 報酬等の種類別の総額             |               |
|--------------------|------------|------------------------|------------------------|---------------|
|                    |            |                        | 基本報酬                   | ストック<br>オプション |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2名) | 86,245千円<br>(8,400千円)  | 86,100千円<br>(8,400千円)  | 145千円         |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(4名) | 13,650千円<br>(11,550千円) | 13,650千円<br>(11,550千円) | - 千円          |

- (注) 1. 上表には、2025年9月26日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年9月29日であり、取締役の報酬限度額を年額200,000千円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は3名）と決議しております。また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年9月30日であり、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内（同株主総会終結時の監査役の員数は3名）と決議しております。
- また、2023年9月28日株主総会において、当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年間 6,000千円（同株主総会終結時の取締役の員数は4名）を上限として決議しております。
3. 上記報酬等の額には、2023年9月28日開催の取締役会決議により、ストックオプションとして取締役1名に付与した新株予約権145千円（報酬等の額）を含んでおります。当該ストックオプションの内容等は前記「3. 新株予約権等の状況」の「（1）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要」に記載しております。
4. スtockオプションは新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。

## (5) 社外役員に関する事項

## ①他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役市野澤剛士氏は、市野澤法律事務所、株式会社ソルブレイン社外監査役、GMO OMAKASE株式会社社外監査役、株式会社アルビレックス新潟社外監査役、シンバイオ製薬株式会社社外取締役を兼職しておりますが、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

社外取締役白木政宏氏は、株式会社エヌディー代表取締役、株式会社ネクサス代表取締役、株式会社Cominka社外取締役を兼職しておりますが、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

社外監査役中村研一氏は、株式会社Nexil及び株式会社オルプラの監査役を兼職しております。なお、同2社は当社の完全子会社であります。

社外監査役野地博久氏は、株式会社軽子坂パートナーズ、株式会社ジェノバ社外監査役を兼職しておりますが、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

社外監査役片岡浩一氏は、株式会社JAPANDXを兼職しておりますが、兼職先と当社の間に特別な関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

(注) 記載の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

|                     | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                    |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外<br>取締役<br>市野澤 剛士 | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席しております。また、主に法律、財務・会計等に関し、弁護士、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っており、期待された役割を十分に果たしております。                                                     |
| 社外<br>取締役<br>白木 政宏  | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席しております。また、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、議案審議等において問題提起や有益な助言等を行い、経営の重要事項の決定及び取締役等の職務執行を監督しており、期待された役割を十分に果たしております。 |
| 社外<br>監査役<br>中村 研一  | 2025年9月26日就任以降に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、また監査役会10回のうち10回に出席しております。また、常勤監査役として、豊富な監査業務の経験から適宜発言を行っております。                                                      |
| 社外<br>監査役<br>野地 博久  | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに、また監査役会14回のすべてに出席しております。また、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                               |
| 社外<br>監査役<br>片岡 浩一  | 2025年9月26日就任以降に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、また監査役会10回のうち10回に出席しております。また、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。                                                     |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 25,200千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,200千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役の職務の執行及び使用人が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス管理規程を制定し、体系的なコンプライアンス体制の構築を行う。
- ロ. 取締役は、取締役会規程、取締役内規、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を制定・遵守し、当該規程等に準拠した職務執行を行い、取締役間における相互牽制システムが有効に働く体制を構築する。
- ハ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス研修を実施する。
- ニ. 内部通報及び公益通報者保護規程を制定し、研修により社員への周知徹底を行い、会社組織の自浄作用を行う。
- ホ. 監査役は、複数の社外監査役を選任し、取締役の職務執行の監査を行う。
- ヘ. 内部監査室は、業務執行部門から独立し、業務執行が法令定款及び規程等に適合しているか否かの監査を実施する。
- ト. 当社グループは、過半数の独立社外役員により構成される任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正化・透明化・客観化を図っている。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令及び稟議規程、文書管理規程等に準拠し、適切に記録し、関連資料とともに定められた期間保存管理する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理体制の基礎となるリスク管理規程を制定し、想定される主要なリスクに対する管理責任者を特定し、規程に準拠したリスク管理体制の構築を推進する。
- ロ. 商品事故や顧客情報漏洩等のリスクについては、リスク管理委員会、総務部及び法律事務所によるリスク対応体制を強化する。
- ハ. リスク管理責任者を社長とし、当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。また、リスクが顕在化した場合には、迅速且つ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、経営会議を開催する。
- ロ. 取締役会は、中期経営計画及び年度総合予算を策定し、各部門が実施すべき具体的な年度目標設定を行い、月次での業績管理を実施する。
- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に基づき、各取締役が職務権限規程に沿って職務を執行する。

#### ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務を補助するために使用人が必要な場合、取締役又は取締役会にその確保を求め、確保された使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

#### ⑥監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
- ロ. 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

#### ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告する。
- ロ. 取締役または使用人は、監査役に対して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告する。
- ハ. 監査役は、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

#### ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち重要な課題、情報に関し意見交換を行う。
- ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて速やかに報告し、監査に対応する。
- ハ. 取締役は、監査役が監査法人と会計監査の内容等についての情報交換が十分に行える体制を整える。

#### ⑨反社会的勢力の排除に向けた体制

- イ. 当社グループでは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとる。
- ロ. その整備として、人事総務部を反社会的勢力対応部署として「反社会的勢力対処規程」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス管理規程」に基づく「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置しており、原則として四半期に1回開催し、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。当事業年度は4回開催いたしました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役3名も出席した上で開催いたしました。

子会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程に基づき、所管部署において経営管理体制の整備・統括を実施し、当社への事前承認を要する事項や報告を要する事項の把握も行っております。また、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正性を確保しております。子会社から財務状況及びその他事項の状況につきましては、月次の定例会で把握を行い、必要に応じて代表取締役へ報告しております。

内部監査担当者は、代表取締役社長の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の監査役会を開催し、監査役間の状況共有に基づき会社の状況を把握し、提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

# 連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産         | 2,398,421 | 流 動 負 債       | 726,262   |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,740,720 | 買 掛 金         | 60,793    |
| 売 掛 金           | 448,066   | 1年内返済予定の長期借入金 | 114,364   |
| 仕 掛 品           | 14,158    | 未 払 法 人 税 等   | 39,883    |
| 前 払 費 用         | 158,942   | 契 約 負 債       | 179,695   |
| そ の 他           | 45,563    | 賞 与 引 当 金     | 21,777    |
| 貸 倒 引 当 金       | △9,029    | そ の 他         | 309,748   |
| 固 定 資 産         | 1,144,585 | 固 定 負 債       | 601,952   |
| 有 形 固 定 資 産     | 82,222    | 長 期 借 入 金     | 600,752   |
| 建 物             | 72,454    | そ の 他         | 1,200     |
| そ の 他           | 9,767     | 負 債 合 計       | 1,328,214 |
| 無 形 固 定 資 産     | 847,301   | (純 資 産 の 部)   |           |
| の れ ん           | 821,115   | 株 主 資 本       | 2,203,763 |
| そ の 他           | 26,186    | 資 本 金         | 235,943   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 215,061   | 資 本 剰 余 金     | 225,943   |
| 敷 金             | 157,092   | 利 益 剰 余 金     | 1,841,866 |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 21,433    | 自 己 株 式       | △99,989   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 54,975    | 新 株 予 約 権     | 11,030    |
| そ の 他           | 2,993     | 純 資 産 合 計     | 2,214,793 |
| 貸 倒 引 当 金       | △21,433   | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,543,007 |
| 資 産 合 計         | 3,543,007 |               |           |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

[illegible]

– 26 –

連結株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から)  
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高         | 233,757 | 223,757   | 1,782,966 | △65,204 | 2,175,275   |
| 当連結会計年度変動額          |         |           |           |         |             |
| 新株の発行               | 2,186   | 2,186     |           |         | 4,372       |
| 自己株式の取得             |         |           |           | △34,785 | △34,785     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |           | 58,900    |         | 58,900      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計        | 2,186   | 2,186     | 58,900    | △34,785 | 28,487      |
| 当連結会計年度末残高          | 235,943 | 225,943   | 1,841,866 | △99,989 | 2,203,763   |

|                     | 新株予約権  | 純資産合計     |
|---------------------|--------|-----------|
| 当連結会計年度期首残高         | 13,721 | 2,188,996 |
| 当連結会計年度変動額          |        |           |
| 新株の発行               |        | 4,372     |
| 自己株式の取得             |        | △34,785   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |        | 58,900    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △2,690 | △2,690    |
| 当連結会計年度変動額合計        | △2,690 | 25,796    |
| 当連結会計年度末残高          | 11,030 | 2,214,793 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は以下の通りであります。

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社オルプラ  
株式会社Nexil

(連結の範囲の変更に関する事項)

当連結会計年度より、株式会社オルプラ及び株式会社Nexilの全株式を取得したことに伴い、両社を連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 3社
- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社アシスト  
株式会社トラスト  
株式会社ネクスト

(連結の範囲から除外した理由)

連結子会社である株式会社オルプラの子会社3社（株式会社アシスト、株式会社トラスト及び株式会社ネクスト）は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社アシスト  
株式会社トラスト  
株式会社ネクスト

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれの当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であることに加え、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の株式会社オルプラ及び株式会社Nexilの決算日は、5月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日（6月30日）との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照評価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当社及び国内連結子会社については、定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～15年

機械装置及び運搬具 4年～10年

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（社内利用分）については、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その支出の効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (3) 受注損失引当金

当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。なお、損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品と、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### 【DX事業】

##### (1) 製品販売に係る収益

製品販売の主な内容は、動画制作、動画配信プラットフォームサービスの役務提供であります。

これらの販売については、顧客への引き渡し後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断していることから、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務に対する対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金、または履行義務充足後、概ね1ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

##### (2) 保守、運用サービス等に係る収益

保守、運用サービス等の主な内容は、顧客との契約期間にわたり保守、運用サービス等を提供するものであります。

これらの提供は、一定の期間にわたり充足される履行義務として、当該契約期間に応じて均等に、もしくはサービスの実績に応じて、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する一部の売上取引については、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

#### 【HR事業】

##### 人材紹介サービスに係る収益

人材サービスの主な内容は、人材採用を支援する成果報酬型のサービスを提供するものであります。

本サービスについては、契約内容等に基づき顧客に対する履行義務が充足された時点で収益を認識しており、求職者が顧客企業に入社した時点で、主に収益を認識しております。なお、当社グループは、入社後に人材が早期退職し、当社が企業に返金義務を有している場合には、当該返金見込み額は収益から控除し、返金負債として計上しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

株式会社オルプラ、株式会社Nexilの株式取得に伴うのれんの評価

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 766,396千円（連結貸借対照表残高821,115千円のうち、同2社に係る金額）

当社は、旧株式会社ファインズ、株式会社オルプラ、株式会社Nexilの株式取得に伴い、のれんを計上しております（なお、旧株式会社ファインズについては、2019年6月30日付をもって、当社に吸収合併したことにより消滅しております）。なお、当連結会計年度において実施した株式会社オルプラ、株式会社Nexilの企業結合については、取得原価の配分が完了していないため、のれんの金額は暫定的に算定された金額であります。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれんの基礎となる株式の取得価額については、専門家のDCF法等によって算定した評価額を利用して決定しております。取得原価と、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額との差額をのれんとして計上しております。

のれんを評価するにあたり、のれんの減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合、将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候には、継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化、事業計画との乖離等が含まれております。

なお、当連結会計年度において減損の兆候は認められておりません。

#### ② 主要な仮定

のれんの評価における重要な見積りは、事業計画に基づく超過収益力であり、事業計画に含まれる主要な仮定は、売上高成長率であります。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積もりが長期にわたるため不確実性を有しており、経済環境の予期しない変化等により、主要な仮定に不利な影響が発生した場合、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 76,184千円 |
|----------------|----------|

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 4,661,100株 |
| 自己株式 | 193,600株   |

### (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 111,300株 |
|------|----------|

## 5. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産（預金）で運用し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従い、取引先ごとの与信審査及び与信限度額の設定を行っております。また、取引先ごと、案件ごとの期日管理及び残高管理を徹底し、問題債権が発生した場合、迅速に対応できる与信管理体制を整備し運用しております。

敷金は、賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を確認し、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等、未払消費税等、預り金は、1年以内の支払期日となっております。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                                       | 連結貸借対照表計上額        | 時 価      | 差 額       |
|---------------------------------------|-------------------|----------|-----------|
| (1)敷 金                                | 157,092千円         | 63,532千円 | △93,560千円 |
| (2)破 産 更 生 債 権 等<br>貸 倒 引 当 金 ( * 2 ) | 21,433<br>△21,433 |          |           |
| 資 産 計                                 | 157,092           | 63,532   | △93,560   |
| (1)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）            | 715,116           | 706,526  | △8,589    |
| 負 債 計                                 | 715,116           | 706,526  | △8,589    |

(\*) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

該当事項はありません。

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

| 区 分                     | 時 価     |          |         |          |
|-------------------------|---------|----------|---------|----------|
|                         | レ ベ ル 1 | レ ベ ル 2  | レ ベ ル 3 | 合 計      |
| 敷 金                     | －千円     | 63,532千円 | －千円     | 63,532千円 |
| 破 産 更 生 債 権 等           | －       | 21,433   | －       | 21,433   |
| 貸 倒 引 当 金               | －       | △21,433  | －       | △21,433  |
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | －       | 706,526  | －       | 706,526  |

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 敷金

合理的に見積もった返還期日までの将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

##### 破産更生債権等

担保及び保証による回収見込可能額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、レベル2の時価に分類しております。

##### 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | DX事業      | HR事業    | 合計        |
|---------------|-----------|---------|-----------|
| 売上高           |           |         |           |
| Videoクラウド     | 1,728,735 | —       | 1,728,735 |
| DXコンサルティング    | 692,504   | —       | 692,504   |
| 店舗クラウド        | 60,070    | —       | 60,070    |
| 人材紹介          | —         | 277,436 | 277,436   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,481,309 | 277,436 | 2,758,746 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度期末残高 |
|---------------|-------------|-------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 289,933     | 448,066     |
| 契約負債          | 189,691     | 179,695     |

契約負債は、サービスにおける契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、135,959千円であります。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。当該履行義務は主として保守、運用サービス等の提供に関するものです。

なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

|         | 当連結会計年度   |
|---------|-----------|
| 1年以内    | 311,815   |
| 1年超2年以内 | 231,182   |
| 2年超3年以内 | 177,494   |
| 3年超4年以内 | 154,447   |
| 4年超5年以内 | 115,770   |
| 5年超     | 66,398    |
| 合計      | 1,057,108 |

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 493円29銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円19銭  |

## 8. 企業結合等に関する注記

### 取得による企業結合

当社は、2025年12月26日開催の取締役会において、株式会社オルプラ及び株式会社Nexilの株式を100%取得し子会社化するため株主との間で「株式譲渡契約」を締結することについて決議し、株式会社オルプラは2026年1月30日付、株式会社Nexilは2026年1月16日付で全株式を取得し、子会社化いたしました。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社オルプラ、株式会社Nexil

事業の内容：人材紹介

② 企業結合を行った主な理由

株式会社オルプラと株式会社Nexilの集客ノウハウと当社のWeb マーケティングの知見を融合し、年間120,000名超が利用する新たな人材プラットフォームの形成を目指すことにより、若年層・エッセンシャルワーカーの転職支援市場におけるリーディングカンパニーを目指してまいります。また、2社の採用支援の知見と当社のDX支援の知見を融合させることで、AI技術を活用しながらお客様の採用プロセス全般を支援する最新のRecruitment Process Outsourcingサービスの提供等、新しい取り組みを進めることも可能となり、3社の更なる収益成長にも資するものと考えております。

③ 企業結合日

株式会社オルプラ：2026年1月30日（みなし取得日2026年2月28日）

株式会社Nexil：2026年1月16日（みなし取得日2026年2月28日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後の企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

株式会社オルプラ：100%

株式会社Nexil：100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2)連結会計年度に含まれる被取得企業の業績の期間

2026年3月1日から2026年5月31日まで

株式会社オルプラ、株式会社Nexilの決算日は5月31日であり、連結決算日との差異が3か月を超えていないため、両社の正規の決算を基礎として連結決算を行っております。

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|         |    | 株式会社オルプラ  | 株式会社Nexil |
|---------|----|-----------|-----------|
| 株式取得の対価 | 現金 | 480,000千円 | 550,000千円 |
| 取得原価    |    | 480,000千円 | 550,000千円 |

## (4)主要な取得関連費用の内容及び金額

|           | 株式会社オルプラ | 株式会社Nexil |
|-----------|----------|-----------|
| アドバイザー費用等 | 38,200千円 | 35,052千円  |

## (5)取得関連費用の金額及びその表示科目

取得関連費用として73,252千円を「販売費及び一般管理費」に計上しております。

## (6)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

## ① 発生したのれんの金額

株式会社オルプラ：313,625千円

株式会社Nexil：472,422千円

なお、のれんは当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

## ② 発生原因

企業結合時の取得原価が、受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。

## ③ のれんの償却方法及び償却期間

株式会社オルプラ：定額法、10年

株式会社Nexil：定額法、10年

## (7)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      | 株式会社オルプラ  | 株式会社Nexil |
|------|-----------|-----------|
| 流動資産 | 222,210千円 | 190,711千円 |
| 固定資産 | 6,323千円   | 30,366千円  |
| 資産合計 | 228,533千円 | 221,077千円 |
| 流動負債 | 58,568千円  | 99,236千円  |
| 固定負債 | 3,590千円   | 44,264千円  |
| 負債合計 | 62,158千円  | 143,500千円 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 1,922,944 | 流 動 負 債         | 558,260   |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,450,588 | 買 掛 金           | 29,816    |
| 売 掛 金           | 303,863   | 1年内返済予定の長期借入金   | 100,000   |
| 仕 掛 品           | 14,158    | 未 払 金           | 70,981    |
| 前 払 費 用         | 136,738   | 未 払 費 用         | 123,476   |
| そ の 他           | 26,625    | 未 払 法 人 税 等     | 10,778    |
| 貸 倒 引 当 金       | △9,029    | 未 払 消 費 税 等     | 16,320    |
| 固 定 資 産         | 1,449,298 | 契 約 負 債         | 179,695   |
| 有 形 固 定 資 産     | 81,621    | 預 り 金           | 13,045    |
| 建 物 附 属 設 備     | 72,184    | 賞 与 引 当 金       | 14,087    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 9,436     | そ の 他           | 58        |
| 無 形 固 定 資 産     | 80,905    | 固 定 負 債         | 550,000   |
| の れ ん           | 54,718    | 長 期 借 入 金       | 550,000   |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 26,174    | 負 債 合 計         | 1,108,260 |
| ソフトウェア仮勘定       | 11        | (純 資 産 の 部)     |           |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,286,772 | 株 主 資 本         | 2,252,952 |
| 関 係 会 社 株 式     | 1,103,252 | 資 本 金           | 235,943   |
| 敷 金             | 131,878   | 資 本 剰 余 金       | 225,943   |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 21,433    | 資 本 準 備 金       | 225,943   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 48,802    | 利 益 剰 余 金       | 1,891,055 |
| そ の 他           | 2,840     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 1,891,055 |
| 貸 倒 引 当 金       | △21,433   | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 1,891,055 |
| 資 産 合 計         | 3,372,243 | 自 己 株 式         | △99,989   |
|                 |           | 新 株 予 約 権       | 11,030    |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 2,263,982 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 3,372,243 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

( 2025年7月 1 日から )  
( 2026年6月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,481,309 |
| 売上原価         | 476,016   |
| 売上総利益        | 2,005,293 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,844,512 |
| 営業利益         | 160,781   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 4,405     |
| 受取補償金        | 6,913     |
| その他の         | 532       |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 6,153     |
| 株式交付費        | 191       |
| 支払手数料        | 318       |
| 消費税差額        | 459       |
| その他の         | 10        |
| 経常利益         | 165,500   |
| 特別利益         |           |
| 新株予約権戻入益     | 2,281     |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 197       |
| 税引前当期純利益     | 167,584   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 62,916    |
| 法人税等調整額      | △3,422    |
| 当期純利益        | 108,089   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

( 2025年7月 1 日から )  
( 2026年6月30日まで )

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |             |                                         |             |
|-----------------------------|---------|-----------|-------------|-----------------------------------------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金                               |             |
|                             |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 計 | そ の 他 の 剰 余 金<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 金 | 利 益 剰 余 金 計 |
| 当 期 首 残 高                   | 233,757 | 223,757   | 223,757     | 1,782,966                               | 1,782,966   |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |             |                                         |             |
| 新 株 の 発 行                   | 2,186   | 2,186     | 2,186       | －                                       | －           |
| 当 期 純 利 益                   | －       | －         | －           | 108,089                                 | 108,089     |
| 自 己 株 式 の 取 得               | －       | －         | －           | －                                       | －           |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | －       | －         | －           | －                                       | －           |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 2,186   | 2,186     | 2,186       | 108,089                                 | 108,089     |
| 当 期 末 残 高                   | 235,943 | 225,943   | 225,943     | 1,891,055                               | 1,891,055   |

|                             | 株 主 資 本 |                | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|---------|----------------|-----------|-----------|
|                             | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計<br>合 |           |           |
| 当 期 首 残 高                   | △65,204 | 2,175,275      | 13,721    | 2,188,996 |
| 当 期 変 動 額                   |         |                |           |           |
| 新 株 の 発 行                   | －       | 4,372          | －         | 4,372     |
| 当 期 純 利 益                   | －       | 108,089        | －         | 108,089   |
| 自 己 株 式 の 取 得               | △34,785 | △ 34,785       | －         | △ 34,785  |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | －       | －              | △2,690    | △2,690    |
| 当 期 変 動 額 合 計               | △34,785 | 77,676         | △2,690    | 74,986    |
| 当 期 末 残 高                   | △99,989 | 2,252,952      | 11,030    | 2,263,982 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却する方法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（社内利用分）については、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) のれんの償却方法及び償却期間

その支出の効果の及び期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 受注損失引当金

当事業年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。なお、損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品と、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### （1）製品販売に係る収益

製品販売の主な内容は、動画制作、動画配信プラットフォームサービスの役務提供であります。

これらの販売については、顧客への引き渡し後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断していることから、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務に対する対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受入金、または履行義務充足後、概ね１ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### （2）保守、運用サービス等に係る収益

保守、運用サービス等の主な内容は、顧客との契約期間にわたり保守、運用サービス等を提供するものであります。

これらの提供は、一定の期間にわたり充足される履行義務として、当該契約期間に応じて均等に、もしくはサービスの実績に応じて、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する一部の売上取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

## 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

### （1）当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式

1,103,252千円

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得価額をもって貸借対照表価額としております。取得価額については、専門家のDCF法等によって算定した評価額を利用して決定しております。関係会社株式を評価するにあたり、超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下したときは回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、当事業年度において実質価額の著しい低下は認められておりません。

## ② 主要な仮定

関係会社株式の評価における重要な見積りは、関係会社の事業計画に基づく超過収益力であり、事業計画に含まれる主要な仮定は、売上高成長率であります。

## ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

見積もりが長期にわたるため不確実性を有しており、経済環境の予期しない変化等により、主要な仮定に不利な影響が発生した場合、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 75,762千円
- 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）  
短期金銭債権 1,100千円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高  
営業取引による取引高  
売上高 1,000千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

## 1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首<br>株 式 数 （ 株 ） | 当 事 業 年 度<br>増加株式数（株） | 当 事 業 年 度<br>減少株式数（株） | 当事業年度末<br>株 式 数 （ 株 ） |
|---------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 普 通 株 式 | 129,000                | 64,600                | －                     | 193,600               |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 111,300株 |
|------|----------|

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| フリーレント賃借料 | 11,398千円 |
| 賞与引当金     | 4,440千円  |
| 減価償却超過額   | 1,898千円  |
| 貸倒引当金     | 9,601千円  |
| 未払事業税     | 2,523千円  |
| 資産除去費用    | 10,124千円 |
| 株式報酬費用    | 3,115千円  |
| その他       | 5,700千円  |
| 繰延税金資産合計  | 48,802千円 |

## 収益認識に関する注記

収益認識については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 504円30銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 24円20銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月27日

株式会社ファインズ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

|                         |       |     |     |
|-------------------------|-------|-----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 石 田 | 宏   |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 上 原 | 啓 輔 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファインズの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファインズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年8月27日

株式会社ファインズ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |   |   |     |
|--------------------|-------|---|---|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 | 田 | 宏   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 上 | 原 | 啓 輔 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファインズの2025年7月1日から2026年6月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月28日

株式会社ファインズ 監査役会  
常勤社外監査役 中 村 研 一 ㊞  
社 外 監 査 役 野 地 博 久 ㊞  
社 外 監 査 役 片 岡 浩 一 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)       | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | 三輪 幸将<br>(1984年7月14日)  | 2008年6月 株式会社フリーセル<br>(現 ブランディングテクノロジー株式会社) 入社<br>2011年4月 株式会社ファインズ (旧 株式会社ファインズ) 入社<br>2015年6月 株式会社ファインズ<br>(旧 株式会社ファインズ) 常務取締役就任<br>2018年2月 アドメイク株式会社代表取締役社長就任<br>2018年6月 株式会社ファインズ<br>(旧 株式会社ファインズ) 代表取締役社長就任<br>2019年3月 株式会社エスピーシー (現 当社)<br>代表取締役社長就任 (現任)<br>2026年1月 株式会社Nexil取締役就任 (現任)<br>2026年1月 株式会社オルブラ取締役就任 (現任) | 2,141,500株             |
| 2          | 赤池 直樹<br>(1987年11月15日) | 2011年4月 株式会社ワイズビジョン<br>(現 株式会社ytv Nextry) 入社<br>2013年10月 株式会社ファインズ<br>(旧 株式会社ファインズ) 入社<br>2020年10月 当社経営管理本部長<br>2021年7月 当社執行役員 (現任)<br>2022年3月 当社取締役就任 (現任)                                                                                                                                                                 | 13,700株                |
| 3          | 佐藤 翔太<br>(1988年9月26日)  | 2012年7月 株式会社ファインズ<br>(旧 株式会社ファインズ) 入社<br>2021年7月 当社カスタマーリレーション本部長<br>当社執行役員 (現任)<br>2024年9月 当社取締役就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                    | 14,268株                |

招集と通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)        | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4          | つちや まさのり<br>土屋 政紀<br>(1968年10月4日)  | 1991年4月 株式会社富士通ビジネスシステム<br>(現 富士通Japan株式会社) 入社<br>2012年10月 株式会社ブロードリーフ入社<br>2015年7月 エス・エー・エス株式会社執行役員就任<br>2019年12月 ビジネスコーチ株式会社取締役就任<br>2021年11月 株式会社テクノスジャパン執行役員就任<br>2023年9月 株式会社PAY ROUTE執行役員就任<br>2025年3月 当社執行役員就任 (現任)<br>2025年9月 当社取締役就任 (現任)                                                                                | -                 |
| 5          | いちのさわ つよし<br>市野澤 剛士<br>(1982年6月7日) | 2004年12月 あずさ監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所<br>2014年12月 弁護士登録<br>小笠原六川国際総合法律事務所入所<br>2015年7月 半蔵門総合法律事務所 入所<br>2017年1月 市野澤法律事務所 入所 (現任)<br>2020年6月 株式会社ソルブレイン 社外監査役就任 (現任)<br>2022年3月 当社 社外取締役就任 (現任)<br>2023年3月 GMO OMAKASE株式会社社外監査役就任 (現任)<br>2023年12月 株式会社アルビレックス新潟社外監査役就任 (現任)<br>(2026年9月28日退任予定)<br>2026年3月 シンバイオ製薬株式会社社外取締役就任 (現任) | -                 |
| 6          | しらき まさひろ<br>白木 政宏<br>(1963年4月12日)  | 1984年4月 大阪東芝家電販売株式会社入社<br>1990年6月 株式会社ネクサス (現 株式会社ジェイ・コミュニケーション) 設立 代表取締役社長就任<br>1997年5月 株式会社エヌディー代表取締役就任 (現任)<br>2009年6月 株式会社ネクサス代表取締役就任 (現任)<br>2014年6月 株式会社ファインズ<br>(旧 株式会社ファインズ) 取締役就任<br>2019年6月 当社社外取締役就任 (現任)<br>2022年6月 株式会社Cominka社外取締役就任 (現任)                                                                           | 200,000株          |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 市野澤剛士氏及び白木政宏氏は、社外取締役候補者です。

3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

市野澤剛士氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士、公認会計士としてコーポレートガバナンス等に豊富な経験と幅広い見識があり、経営全般についての助言・提言を期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏と当社との間に特別利害関係はありません。

白木政宏氏は会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識があり、経営全般についての助言・提言を期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏と当社との間に資本的関係以外の関係はありません。

4. 当社は、市野澤剛士氏及び白木政宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。原案どおり両氏の再任が承認された場合、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

5. 市野澤剛士氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年6ヶ月であります。

6. 白木政宏氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、7年3ヶ月であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することになる損害賠償請求等の損害を当該保険契約により填補する内容であります。各候補者が選任され再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

8. 当社は、市野澤剛士氏及び白木政宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

### I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

当社は、上記の目的に加えて、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.21%とその希釈化率は軽微であること及び事業報告18頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

### II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

#### 1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2021年9月29日開催の第3回定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）、2023年9月28日開催の第5回定時株主総会において、別枠でストック・オプション報酬額として年額6,000千円以内とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、行使価額を1円とする株式報酬型ストック・オプションを導入させていただきたく存じます。また、この株式報酬型ストック・オプションの導入に伴い、取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額12,000千円以内に改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

#### 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

##### （1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、100個と

する。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は10,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から10年以内の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 新株予約権の行使期間の初日から行使期間の初日から1年を経過する日まで  
新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

(b) 行使期間の初日から1年を経過した日から行使期間の初日から2年を経過する日まで

新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の3分の2

(c) 行使期間の初日から2年を経過した日から行使期間の初日から3年を経過する日まで  
新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

## 事前質問の受付について

第8回定時株主総会に関する報告事項および決議事項につきまして、株主の皆様から事前にご質問をお受けいたします。

いただきましたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、株主総会で採り上げさせていただく予定です。個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

非公開情報に関するご質問、金融商品取引法 第166条にある「重要事実」に該当する可能性のあるご質問等は回答できません。あらかじめご了承ください。

なお、このご質問により当社が取得する個人情報、株主総会の質疑応答の運営上、必要な限りにおいて使用いたします。

URL又はQRコードより、質問受付専用サイトにアクセスし、「事前質問受付フォーム」に入力してください。

(URL)

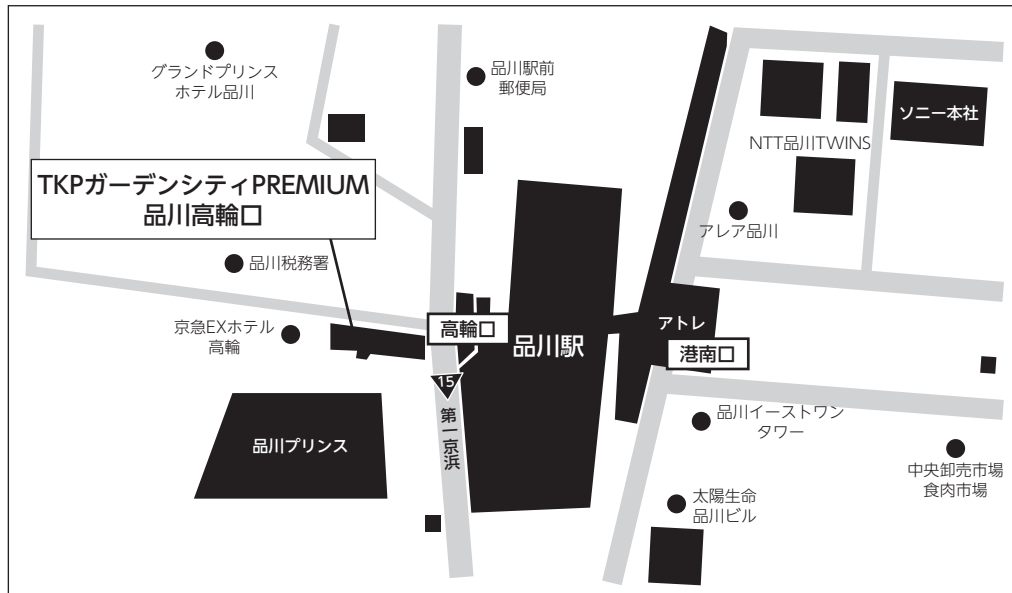
<https://e-tenki.co.jp/prequestion2026/>

(QRコード)



# 株主総会会場ご案内図

東京都港区高輪 4-10-18 京急第一ビル  
会場：TKPガーデンシティPREMIUM品川高輪口  
カンファレンスルーム 3 F （3階）



## 交通 品川駅

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| JR山手線   | 高輪口 | 徒歩 2分 |
| JR横須賀線  | 高輪口 | 徒歩 2分 |
| JR京浜東北線 | 高輪口 | 徒歩 2分 |
| JR東海道本線 | 高輪口 | 徒歩 2分 |
| 京急本線    | 高輪口 | 徒歩 2分 |